

営繕工事における遠隔地からの労働者確保に要する共通費の設計変更の運用基準に関する確認事項（Q&A）

分類	番号	項目	質問事項	回 答
一般事項	1	設計変更の時期	設計変更の時期はいつになりますか？	最終精算変更時点で設計変更します。
	2	入札時の不適切な積算	入札時の積算において、誤って「工事を施工することができない内容」又は「通常想定される価格より低い額」で積算していた場合、その不足分をみることは可能か？	積算内容の不足分の補填は、受注者の責めに記すべき理由であり、設計変更の対象外となります。
	3	複数の現場の掛け持ち	対象となる労働者が数件の工事を掛け持ちした場合、どの工事に計上すべきか？	基本的に宿泊に係る手当を支払った会社の工事に計上します。
支払い見込額・変更額	1	労働者確保に係る支出実績の証明	労働者確保に係る支払実績の証明書類がない場合はどうなりますか？	証明書類等の提出がないものは、実績変更の対象とはなりません。なお、証明書類等は工事完了期日の約4週間前までに提出してください。
	2	労働者確保に係る支払金額の見込額	労働者確保に係る支払金額の見込額に変更があった場合はどうしますか？	事前協議時の見込額の額及び内容が変更となる場合は、事前に協議を行ってください。また、約款第11条に基づいて毎月提出する工事履行報告書の提出に合わせ、想定される労働者確保に係る支払金額の見込額を報告してください。
	3	変更対象共通費に係る変更額	対象となる共通費にかかった費用は全額見てもらえるのですか？	実際にかかった費用で設計変更するわけではありません。「募集及び解散費に要する費用」「賃金以外の食事・通勤等に要する費用」は現場管理費に含まれており、実際にかかった費用からこれらに相当する額(現場管理費に対する率で算出)を差し引いた額が対象設計額となります。「宿舍に要する費用」「労働者の輸送に要する費用」は共通仮設費に積上げ計上することとし、実際にかかった費用が対象設計額となります。なお、設計額の共通費にそれぞれ積上げ計上するので、これらを含めた現場管理費、一般管理費、さらに請負率も考慮した金額が変更額となります。
	4	変更対象共通費に係る変更額の上限	対象となる費用に上限はありますか？	宿泊費については、8,671円(税抜き)を上限としています。なお、増額変更については、予算上の制約や税金を使用していることを踏まえ、できるだけ費用の抑制に努めてください。
事前協議	1	入札時の積算内容	入札時の積算内容がわかるものとはなにか？	オープンブック方式で提出した「工事内訳書」の内容を証明する書類(見積書等)です。オープンブック方式を採用していない場合は、同様の内容を整理する必要があります。
	2	入札時の労働者等が確保できない理由	入札時の労働者が確保できない理由書とは、「宮城県建設工事元請・下請関係適正化要綱」に添付する理由書でよいか？	別に、理由書を作成してください(任意様式)。入札時に施行可能な内容・金額で応札しているので、その内容・金額で施行ができない理由を整理して説明してください。
対象労働者	1	社員等従業員	社員等従業員であっても直接工事に従事した場合は、実績変更の対象となるか？	社員でも、直接、肉体的もしくは技能的労働を伴って工事施工に従事させる場合は、労働者に該当するため、実績変更の対象となります。
	2	現場管理を行う技術者員等	社員等従業員の定義の中の現場管理を行う技術者員等とは、施工体制台帳に記載されている技術者のことか？	施工計画書の現場組織表に記載される技術関係者になります。

営繕工事における遠隔地からの労働者確保に要する共通費の設計変更の運用基準に関する確認事項（Q&A）

分類	番号	項目	質問事項	回答
対象労働者	3	交通整理員	交通整理員は、本運用の対象となるか？	対象となります。
	4	下請業者の労働者確保	下請業者が労働者を確保するために、宿泊費や交通費等を支払った場合は、対象となるか？	労働者に手当として支払った費用が確認できれば対象となります。
	5	対象労働者の確認	労働者が対象工事に従事していたかの確認は、どのようにするのか？	現場従事証明書類(作業員名簿、賃金台帳、作業日誌等の従事期間・日数がわかる資料及び下請契約業者社員の場合はその証明書類、個人契約の場合はその証明書類等も含む)により確認します。 証明書類で対象工事への従事が確認ができない場合は、実績変更の対象とはなりません。
借上費・宿泊費	1	借上費・宿泊費の確認書類	借上費・宿泊費の確認はどのようにするのか？	受注者から提出される労働者の現住居確認書類(住民票、運転免許証の写し等)、労働者の宿泊証明書類(宿泊等に伴う全領収書)及び現場従事証明書類により確認します。 なお、増額変更については、予算上の制約や税金を使用していることを踏まえ、宿泊が長期に及ぶ場合はホテルではなくアパート等を借り上げる等、できるだけ費用の抑制に努めてください。
	2	宿舍のリース	作業員宿舍のリース料は対象となるのか？	作業員宿舍のリース等は、対象となりません。
	3	仮設宿舍の建設	仮設宿舍建設費は、実績変更の対象となるか？	仮設宿舍建設費等は、対象となりません。
	4	食事代	宿舍付近に食事ができる場所が無い場合、「食材購入」や「米購入代」を手当として計上できるか？	通常の食事代については、賃金の中に含まれることから、今回のケースは「対象外」となります。 早出・残業時の食事費の手当として計上している場合は「対象」となります。
労働者の輸送	1	労働者送迎費の確認方法	労働者の送迎費については、どのように確認するのか？	労働者については、日時、発着場所、使用車種、運転者、燃料消費量等が記載された運転日報(集計表)と領収書、使用状況写真等により確認します。
募集・解散費	1	解散後に別の現場へ行く場合	解散し次の現場に行く旅費も対象になるのか？	解散後の旅費については、手当もしくは旅費として支払っているのであれば、対象となります。 ただし、次の現場での従事がわかる資料にて確認します。
食事・通勤等	1	帰省旅費	旅行先のわかる領収書により確認することでよいか？	帰省旅費については、旅行先(発着地)のわかる領収書にて確認します。 ただし、通常考えられる一般的な交通手段による額を超える場合(ファーストクラス使用や電車ですむ所を飛行機使用等)は、超える額を含まないものとします。
	2	早出・残業時の食事費	早出・残業時の食事費の手当は、計上できるか？	早出・残業時の食事費の手当として計上している場合は「対象」となります。
	3	早出・残業	早出・残業が対象となる工事とは？	「特記仕様書等において、所定労働時間を越える作業であると明記されている場合」又は「協議において、所定労働時間外の作業を行うこととなった場合」のみを対象とします。 なお、発注者・受注者のいずれの責でない一般的な天候不良や発注者が行う関連工事の調整への協力不足等の場合を理由とした増額変更については、対象外とします。